

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年5月25日（平成28年（行情）諮問第389号）

答申日：平成28年12月15日（平成28年度（行情）答申第587号）

事件名：特定鉄道事業者の鉄道事業事業報告書（平成26年度）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定鉄道事業者Aの鉄道事業事業報告書（平成26年度）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成27年7月30日付け国広情第120号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）異議申立書

ア 趣旨

原処分の「通知書」の「2 不開示とした部分とその理由」の項に、法5条2号イの規定に基づき、「当該情報が記録されている部分を不開示とした」との記述がある。しかし、黒塗りとされた不開示部分には、次のイに記したとおり、「空欄」が多数あることが確実である。したがって、「当該情報が記録されている部分を不開示とした」との記述は、空欄が不開示部分に含まれているのだから虚偽である。原処分の「通知書」に虚偽の記述があることは極めて不当である。

イ 理由

（ア）異議申立人は、今回と同じ特定鉄道事業者Aの平成22年度の事業報告書の開示請求をしたことがある。その際は別添資料のとおり不開示部分なしであった。

その22年度と比較すると、本件26年度の事業報告では貸借対照表と損益計算書の2表だけで、不開示とされた「金額」の数は22か所であるのに対し、「記録されていない部分」、すなわち空欄を墨塗りし不開示部分であるかのように装った数は2倍以上の47か所になっている。

(イ) 開示されているのは、中項目の勘定科目の合計金額だけで、小項目、小計欄の多くが空欄を含めて墨塗りされている。これは分析できないように意図的に行われたものと推測できる。

(ウ) これでは同社の財務内容を的確に理解すること、経営実態を批判することは不可能である。

(エ) 本件不開示のやり方は犯罪にも等しい改ざんといわざるを得ない。
(異議申立書の資料は省略する。)

(2) 意見書

ア 特定鉄道事業者Aは、特定鉄道線の一部特定駅D・特定駅E間の線路を所有し、同じ特定事業者Bグループの特定鉄道事業者Cに線路を貸している第3種鉄道事業者であるが、上記区間には競争関係にある事業者は存在しない。

したがって、「他社との競争関係において不利になる」事情はない。

イ 「処分庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められない」とあるが、原処分の「通知書」には、「法5条2号イの規定に基づき当該情報が記録されている部分を不開示とした」と記載されているが、記録されていない空欄を多数不開示の墨塗りにしているのが、どうして「不自然」、「不合理」でないのか全く理解できない。これは不開示ではなく悪質な改ざんに相当すると考える。

ウ 原処分の「通知書」の「記録されている部分」というのは虚偽であるから、「通知書」は「有印公文書偽造」に相当するのではないかと。「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進」という法の目的(法1条)を達成することはできないと考える。

同事業者は特定事業者Bが特定法人から線路を買収し、特定事業者B・特定鉄道事業者C・同社のグループ3社で独占的に運行しており、その関係は極めて不透明で、利用者は日本一の高運賃で搾取されているのである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立てについて

(1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、「特定鉄道事業者Aの平成26年度事業報告書」の開示を求めてなされたものである。

(2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象文書を特定し、法5条2号イに該当する部分を不開示とする、一部開示決定(原処分)を行った。

(3) これに対し、異議申立人は、原処分を不当として諮問庁に対して本件異議申立てがなされたものである。

2 異議申立人の主張について

(省略)

3 事業報告書について

鉄道事業等報告規則（昭和62年運輸省令第9号）2条1項により、鉄道事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならないものである。

事業報告書の内容は、事業概況報告書及び鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号）5条に規定される様式による財務計算に関する諸表とされている。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

異議申立人の上記主張を踏まえ、以下、原処分の妥当性について検討する。

(1) 原処分の妥当性について

諮問庁として、処分庁に対し、原処分にいたった経緯を確認したところ、処分庁は以下のとおり説明する。

本件対象文書は、特定鉄道事業者Aの事業報告書であり、文書中には、財務諸表及び損益計算書等の文書が確認でき、これらのうち金額等の情報は、特定鉄道事業者Aの経営状況の詳細に関する情報であり、これを公にした場合、経営状況等が明らかになることにより、他社との競争関係において不利となるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当することから、全て不開示としたものである。

一方で、特定鉄道事業者Aは会社法（平成17年法律第86号）440条1項により貸借対照表の公告を義務づけられている会社であり、その公告方法については、同法939条1項1号に掲げる官報公告の方法によることとしている会社であることから、同法440条2項に基づき、貸借対照表の要旨を公開している。また、鉄道事業者の基本的な財務状況は、国土交通省ホームページにおいて「鉄道統計年報」として公表若しくは公表が予定されている。

これらを踏まえ、本件対象文書のうち、同社が会社法に基づき公告を行っている貸借対照表の要旨に記載されている情報の他、「鉄道統計年報」に掲載ないし掲載が予定されている情報については開示とし、その余の情報については不開示としたものである。諮問庁としては、上記処分庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められないことから、法5条2号イに該当する部分を不開示とした原処分については、妥当であると

考える。

(2) 平成22年度の事業報告書について

異議申立人が主張する平成22年度の事業報告書に不開示部分が無かったとの指摘について、処分庁は以下のとおり説明する。

特定年月日X付けで、異議申立人より特定鉄道事業者Aの平成22年度事業報告書の開示請求があったことが確認できた。具体的な請求内容は、特定鉄道事業者Aの平成21年度及び平成22年度の事業概況報告書、貸借対照表及び損益計算書であり、特定年月日Y付けで、異議申立人が請求した文書に該当する文書を特定し、原処分同様、法5条2号イの情報を不開示とする開示決定を行い、その後、開示実施文書を異議申立人に送付した。

しかしながら、当時の担当者が本来送付すべき開示実施文書と異なる文書（以下「誤送付文書」という。）を誤って送付してしまったことが判明した。誤送付文書には、本来不開示とすべき情報が開示された状態で異議申立人に送付されていた。その後、速やかに本来送付すべき開示実施文書を送付するとともに、誤送付文書の回収に努めたが、異議申立人からは、誤送付文書の返却を拒否され回収することができなかったものである。

諮問庁としては、当時の処分庁の誤送付については、不適切な対応であったと考えるが、異議申立人が誤送付文書を引き合いに出し、不開示部分の違法性を主張していたとしても、原処分の判断を左右するものではないと考える。

5 結論

以上のことから、法5条2号イに該当する部分を不開示とした、原処分については、妥当であると考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年5月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月14日 審議
- ④ 同月28日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 同年10月6日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年11月1日 審議
- ⑦ 同年12月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、特定鉄道事業者Aの平成26年度の鉄道事業事業報告書（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の一部を法5条2号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、不開示とされた部分は開示すべきである旨主張し原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、鉄道事業等報告規則2条の規定に基づき、特定鉄道事業者Aが処分庁に提出した平成26年度の鉄道事業事業報告書であり、事業概況報告書及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等の鉄道事業会計規則5条の規定で定められた様式による財務計算に関する諸表）で構成されている。原処分においては、事業概況報告書の一部の金額欄並びに財務諸表のうちの一部の金額欄及び一部の注記部分が、法5条2号イの不開示情報に該当するとして不開示とされていることが認められる。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、不開示部分を不開示とした理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 特定鉄道事業者Aは、会社法の規定に基づき、毎年、貸借対照表の要旨を官報に掲載する方法により公告している。

また、処分庁が毎年編集し、公表している「鉄道統計年報」では、各鉄軌道事業者の貸借対照表及び損益計算書の一部の金額等が掲載されており、同年報には特定鉄道事業者Aについても掲載されている。

さらに、処分庁が毎年整理し、公表している「鉄軌道輸送の安全にかかわる情報」では、各鉄軌道事業者が行っている安全関連設備投資の実績等が掲載されており、特定鉄道事業者Aについても掲載されている。

イ 原処分で不開示とした部分は、上記アにより公にされている又は公にすることが予定されている情報を除いた情報であって、特定鉄道事業者Aの経営状況の詳細に関する情報が記載されており、当該部分を公にした場合、特定鉄道事業者Aの経営状況等が明らかになることにより、他社との競争関係において不利となるなど、同事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

ウ なお、不開示とした部分の不開示情報該当性について、改めて検討した結果、別紙の①に掲げる部分は、「鉄道統計年報」に掲載され

ている情報であることから、これを公にしたとしても、特定鉄道事業者Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえず、開示しても差し支えないものとする。

(3) 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

ア 別紙の①に掲げる部分の情報は、上記(2)ウで諮問庁が説明するとおり、「鉄道統計年報」に掲載されている情報であることが認められる。

また、別紙の②に掲げる部分には、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」として、i) 固定資産の減価償却方法、ii) 引当金の計上基準並びにiii) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法が記載されているが、その内容は、一般的に採用されている方法の一つが記載されているのみである。

したがって、別紙の①及び②に記載されている部分は、これを公にしても、特定鉄道事業者Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、法5条2号イの不開示情報に該当しないと認められるので、開示すべきである。

イ その余の不開示部分については、特定鉄道事業者Aの経営状況の詳細に関する情報であり、これが公にされた場合、同事業者の経営状況が明らかとなり、同事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

よって、その余の不開示部分は、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、別紙に掲げる部分は同号イに該当せず、開示すべきであるが、その余の不開示部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

- ① 別表第2の第1号表の「貸借対照表」における流動資産のうち「貯蔵品」の金額
- ② 別表第2の第3号表の2の「注記表」における不開示部分